

海洋分野における研究協力に関する協定

防衛装備庁（以下「甲」という。）及び国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「乙」という。）は、次の各条により研究協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、甲及び乙が、海洋分野の研究における相互協力を円滑かつ効果的に実施するに当たり、必要な基本的事項を定めるものである。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権並びに外国における前記各権利に相当する権利
 - イ 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び品種登録を受ける地位並びに外国における前記各権利に相当する権利
 - ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における前記各権利に相当する権利
 - エ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、第9条の規定に基づき特定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- （2）「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては採択、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- （3）「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権及びプログラム等の著作権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願並びに外国における前記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願をいう。
- （4）知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為及び著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
- （5）「それぞれの規則」とは、甲においては「職務発明に関する訓令」（昭和39年防衛庁訓令第46号）、「防衛省所轄国有特許権等の管理に関する訓令」（昭和40年防衛庁訓令第2号）その他関連する規則をいう。乙においては、「職務発明等活用規程」をいう。

（協議会の設置）

第3条 甲及び乙は、研究協力を円滑に行うため、協議会を設置するものとする。

（1）協議会の構成

甲及び乙は、それぞれ議長及び副議長を置き、それぞれの議長は共同で協議会の議事運営に当

たる。それぞれの副議長は、それぞれの議長の承認を得て、それぞれの議長の代理を務めることができる。

- 甲 議 長 防衛装備庁防衛技監
 - 副議長 防衛装備庁技術戦略部長
 - 構成員 甲の議長が指名する者
 - 乙 議 長 国立研究開発法人海洋研究開発機構理事長
 - 副議長 国立研究開発法人海洋研究開発機構理事
 - 構成員 乙の議長が指名する者
- (2) 協議会は次のことを行う。
- ア 研究協力の推進
 - イ 研究協力に関する情報交換
 - ウ その他必要事項

(調整部会の設置)

第4条 甲及び乙は、協議会の下に調整部会を設置できるものとする。

- (1) 調整部会の構成
- 甲及び乙は、それぞれ幹事を置き、それぞれの幹事は共同で調整部会の議事運営に当たる。
- 甲 幹 事 防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長
 - 構成員 幹事が指名する者
 - 乙 幹 事 国立研究開発法人海洋研究開発機構イノベーション・事業推進部長
 - 構成員 幹事が指名する者
- (2) 調整部会は次のことを行う。
- ア 研究協力案件の発掘
 - イ 研究協力案件に関する情報交換
 - ウ その他必要事項

(附属書)

第5条 甲及び乙は、個別具体的な研究協力の実施に際しては、協議会議長が指名する者が、本協定の附属書（以下「個別附属書」という。）を作成することとし、各個別附属書において研究協力の研究課題、目的、内容、実施期間、研究担当者、その他必要事項について定めるものとする。

(知的財産権の出願等)

第6条 甲及び乙は、自己に所属する研究担当者が個別附属書に基づく研究協力の実施に伴い発明等（ただし、第10条の対象となるものを除く。以下、本条において同じ。）を得た場合は、速やかに他の当事者に通知し、単独でなした発明等か共同でなした発明等かについて、並びに当該発明等に係る知的財産権の持分及び出願等の可否について協議するものとする。

- 2 甲及び乙は、自己に所属する研究担当者に帰属する個別附属書に基づく研究協力の実施により得られた発明等に係る知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。
- 3 個別附属書に基づく研究協力の実施により共同で得られる発明等に係る知的財産権の甲又は乙に所属する研究担当者の持分は、前項に従ってその者の所属する当事者がそれぞれ承継するものとし、甲及び乙は、そのために必要な内部的措置を講じるものとする。甲及び乙が当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係るそれぞれの持分を協議して定めた上で、別途締結する協定（以下「共同出願等協定」という。）に従って共同して出願等を行うものと

する。ただし、甲又は乙が自己に所属する研究担当者から当該発明等に係る知的財産権の持分を承継しないときは、他の当事者にその旨を通知するものとし、出願等について別途協議するものとする。

4 個別附属書に基づく研究協力の結果、甲又は乙のいずれかに所属する研究担当者のみが発明等を行ったときは、当該発明等は第2項に従って当該研究担当者の所属する当事者に単独で帰属するものとする。この場合において、当該当事者は、当該発明等に関して知的財産権の出願等を行うとするときは、当該発明等が当該当事者の研究担当者のみで行った発明であることについて、あらかじめ他の当事者の確認を得るものとする。

(知的財産権の維持管理等)

第7条 前条第3項の規定により甲及び乙が共有することとなった知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）の出願、権利化及び維持管理等の方法並びにこれらに係る費用負担については、共同出願等協定に定めるものとする。

2 前条第4項の規定により甲又は乙のいずれかが単独で所有することとなった知的財産権の出願、権利化及び維持管理等については、当該当事者の自己の判断及び費用負担により行うことができるものとし、出願を行ったときは他の当事者に対して、当該出願の書誌的事項について書面にて通知するものとする。ただし、当該知的財産権を放棄する場合、放棄する旨を他の当事者に通知するものとする。なお、この通知を受けた他の当事者は、当該知的財産権の取り扱いについて協議を求めることができるものとする。

(知的財産権の実施等)

第8条 共有知的財産権の実施、第三者に対する実施許諾等については、関連する法令及びそれの規則等に基づく、甲乙の協議の上、別途協定を定めるものとする。

(ノウハウの特定)

第9条 甲及び乙は、個別附属書に基づく研究協力の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、協議の上、速やかに書面にて特定するものとする。

2 前項に従って特定されたノウハウは、他の当事者の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。ノウハウを秘匿すべき期間は、甲及び乙で協議の上、個別に定めるものとする。ただし、甲及び乙で協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(回路配置利用権、著作権及びノウハウ)

第10条 個別附属書に基づく研究協力の実施に当たり、新たに生み出された回路配置利用権、新たに生み出されたプログラム又はデータベースの著作物に係る著作権（以下「プログラム等の著作権」という。）及びノウハウについては、第6条の規定を準用するものとする。

2 前項に規定するプログラム等の著作権及びノウハウの実施、実施許諾等については、第8条の規定を準用するものとする。

(研究成果の発表)

第11条 甲及び乙は、甲及び乙の共有に係る個別附属書に基づく研究協力の成果を外部に発表しようとする場合には、発表の内容、時期等について、他の当事者の書面による事前の承諾を得るものとする。

2 前項の有効期間は、甲及び乙で協議の上、個別に定めるものとする。ただし、甲及び乙で協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に係る秘密保持)

第12条 甲及び乙の職員等は、個別附属書に基づく研究協力の履行の際に得た知識のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報に相当するもの又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年十二月五日法律第二百四十号）第五条に規定する不開示情報に相当するものを、第三者に漏らしてはならない。

(不正競争防止法に係る秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本協定の各条項及び個別附属書に基づく研究協力の実施に当たり、他の当事者から開示又は提供を受け若しくは知り得た技術上及び営業上の有用な情報については、本協定第9条第1項の規定を準用して管理し、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第6項に規定する営業秘密（以下「秘密情報」という。）として取り扱うものとし、他の当事者の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (5) 他の当事者から開示された情報によらずに独自に開発又は取得していたことを証明できる情報
- 2 甲及び乙は、司法上の要請、要求若しくは命令により秘密情報を開示することができる。ただし、係る要請、要求又は命令について、速やかに他の当事者に通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定に基づく個別附属書ごとにその実施に必要な範囲で自己の職員等のみに他の当事者の秘密情報を開示し、当該職員等に対して、個別附属書に基づく研究の従事を離れた後も含めて他の当事者の秘密情報を秘匿する義務を負わせる。
- 4 甲及び乙は、他の当事者の秘密情報を個別附属書に基づく研究協力以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に他の当事者の同意を得た場合はこの限りではない。
- 5 前4項の有効期間は、甲及び乙で協議の上、個別に定めるものとする。ただし、甲及び乙で協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、平成31年3月27日から平成36年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条から第8条まで及び第10条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで、その効力を存続するものとする。

3 甲及び乙は、書面による同意により本協定の有効期間を延長することができる。

(協定の解除)

第15条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、是正されないとときは、本協定を解除することができる。

(1) 他の当事者が、本協定の履行に関し、不正又は不当な行為をした場合

(2) 他の当事者が、本協定内容に違反した場合

2 甲及び乙は、研究協力の必要がなくなった場合には、書面による同意により本協定を解除することができる。

(譲渡禁止)

第16条 甲及び乙は、本協定に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を、他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。共有知的財産権の持分についても同様とする。

(損害賠償)

第17条 甲又は乙は、本協定に関連して、他の当事者の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、その責めの帰すべき当事者に対し、損害の賠償を請求することができる。

(協議事項)

第18条 本協定に定めのない事項及び本協定に関する疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意を持って協議し解決を図るものとする。

2 本協定の内容を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

平成31年3月25日、「海洋分野における研究協力に関する協定」(平成26年3月27日に防衛省技術研究本部及び独立行政法人海洋研究開発機構で締結)を改定した。

本協定を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙で記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年 3月25日

甲 東京都新宿区市谷本村町5丁目1
防衛装備庁
防衛技監



乙 神奈川県横須賀市夏島町2番地15
国立研究開発法人海洋研究開発機構
理事長

